

平成 22 年 2 月 18 日
商 工 中 金

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績 ＜平成 21 年 12 月末時点＞

商工中金は、「中小企業団体及びその構成員の金融の円滑化」を目的とする金融機関として、その役割・使命の着実な発揮に取り組んでおります。

昨今の厳しい経済環境の中、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」[※]が昨年 12 月に施行され、金融界全体で中小企業の金融の一層の円滑化に取り組んでいくことが求められるようになりました。

※ 商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

このような背景等を踏まえ、12 月 7 日から「中小企業金融円滑化相談窓口」を設置するなど、中小企業の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、これまで以上に、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

今般、貸付条件の変更等の実績を取りまとめましたので、次のとおり公表いたします。

今後とも、中小企業の金融円滑化に向けて、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

【貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数及び額】

(単位:件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
2,604	95,942	351	25,410	2	27	2,239	70,131	12	374

注) 1. 上記計数は、中小企業金融円滑化法第 4 条に準じて、債務の弁済に支障を生じている（または生じるおそれのある）取引先からの貸付条件の変更など債務の弁済に係る負担の軽減の申込みを対象としております。

2. 上記計数には、旧債の借換は含まれておりません。同期間中、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建または支援を図ることを目的として行った旧債の借換（危機対応貸付の借換・一本化を含む）の実行実績は、7,781 件/1,925 億円です。

3. 12 月 7 日から 12 月末日までの累計実績です。